

都 監 第 87 号  
令和3年2月16日

都 城 市 長 様  
都城市議会議長 様

都城市監査委員 新井 克美  
都城市監査委員 上之園 誠  
都城市監査委員 中 田 悟

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知してください。

## 目 次

	ページ
第1 監査の種類 .....	1
第2 監査の対象 .....	1
第3 監査の実施期間等 .....	2
第4 監査の着眼点及び主な実施方法 .....	2
第5 被監査団体の概要 .....	2
第6 監査の結果及び意見	
1 出資団体としての着眼点に関する事項	
(1) 会計処理について .....	3
(2) 経費（燃料費）の節減について .....	3
2 指定管理者としての着眼点に関する事項	
(1) 事業報告書について .....	5
(2) 利用料金について .....	5
(3) 自動販売機の設置手続について .....	6
(4) 指定管理施設の修繕について .....	6
(5) 自主事業について .....	7
(6) 条例の設置目的と所管課の分掌事務との整合性について .....	7
(7) 指定管理料の精算（燃料費）について .....	8
【別表】 監査対象施設の利用状況等 .....	9

### 凡 例

本報告書における法令及び用語の略称は、次のとおりである。

- 1 自治法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。
- 2 財務規則 都城市財務規則（平成18年規則第65号）をいう。
- 3 出資団体 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人のうち、4分の1以上を出資しているものをいう。
- 4 指定管理者 市が、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに、条例の定めるところにより指定し、当該公の施設の管理を行わせている法人その他の団体（自治法第244条の2第3項）をいう。

# 財政援助団体等監査報告書

## 第1 監査の種類

自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体及び指定管理者に対する監査

## 第2 監査の対象

出資団体及び指定管理者である都城ぼんち地域振興株式会社（所管課：みやこんじょPR課）について、令和元年度の出納その他の事務の執行状況を監査の対象とした。監査対象とした指定管理施設（以下「監査対象施設」という。）は、次表のとおりである。また、施設の利用状況の概要は、【別表】「監査対象施設の利用状況等」（9ページ）のとおりである。

なお、都城ぼんち地域振興株式会社は、平成30年4月1日、株式会社レイク観音が青井岳温泉株式会社、株式会社くえびこ山田及び高崎星の郷総合産業株式会社を吸収合併（併せて名称変更）し、設立された。また、これと同時に監査対象施設の所管課についても、各総合支所産業建設課からみやこんじょPR課へ移管された。

監査対象施設の名称	根拠条例
① 山之口青井岳観光施設（総合交流活性化センター（青井岳荘）、青井岳会館、滝水亭、青井岳自然公園、青井岳キャンプ場）	山之口青井岳観光施設条例 （平成18年条例第95号）
② 高城観音池公園施設（高城健康増進センター、高城ふれあいセンター）	高城観音池公園施設条例 （平成18年条例第145号）
③ 高城観音池公園（子ども村プール、キャンプ場） ④ 高崎総合公園（温泉交流センター、温水プール）	都市公園条例 （平成22年条例第42号）
⑤ 山田かかしの里流れるプール	都市公園以外の公園に関する条例 （平成22年条例第43号）
⑥ 山田温泉交流センター（やまだ温泉） ⑦ 山田総合交流ターミナル複合施設（ゆぼっぼ）	山田町公の施設条例 （平成18年条例第66号）

### 第3 監査の実施期間等

実施期間：令和2年7月16日から令和3年2月9日まで

実施場所：監査対象施設、所管課及び監査委員事務局

### 第4 監査の着眼点及び主な実施方法

出納その他の事務の執行が法令、条例、規則、協定等により適正に処理されているかについて、都城市監査基準（令和元年度都監委訓令第1号）に基づいて、次に掲げる事項を着眼点として実施した。

監査の実施に当たっては、事前に関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、照合、調査及び確認の作業を経た後、監査対象施設及び所管課に赴いて関係書類の閲覧、現場確認及び関係者からの説明聴取を行った。

#### 1 出資団体としての着眼点

- ア 出資目的に沿って適切かつ効果的な事業運営が行われているか
- イ 財務諸表に経営成績及び財政状態が正しく表示されているか
- ウ 会計経理及び財産管理は、適正に行われているか
- エ 上記各着眼点に関する所管課の指導は適切か

#### 2 指定管理者としての着眼点

- ア 指定管理者の指定手続等は、法令等に基づき適正に行われているか
- イ 基本協定書等に基づく義務の履行は、適切に行われているか
- ウ 利用料金の金額の設定及びその運用等は、適正か
- エ 公の施設の管理に係る出納関係帳票の整備、会計経理等は、適切か
- オ 令和元年度までの監査指摘事項（被合併会社を含む。）を踏まえた対応が行われているか
- カ 上記各着眼点に関する所管課の指導は適切か

### 第5 被監査団体の概要

#### 1 出資団体としての概要

出資金：11,800千円

出資比率：50.11%

#### 2 指定管理者としての概要

協定書名：都城市温泉施設等の管理運営業務に関する基本協定書（※）

指定期間：平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）

指定管理料：284,984,098円（令和元年度）

※ 次項において「本件基本協定書」と略称する。

## 第6 監査の結果及び意見

### 1 出資団体としての着眼点に関する事項

#### (1) 会計処理について（着眼点1のウ・エ）

被監査団体は、平成30年4月1日、株式会社レイク観音が青井岳温泉株式会社、株式会社くえびこ山田及び高崎星の郷総合産業株式会社を吸収合併（併せて名称変更）して設立し、その際に、新たな会計規則を定めた。

ところが、山之口・高城・山田・高崎の各事業所においては、合併後においても小口現金の取扱い、棚卸の実施時期等について合併前の会計処理を行っていた。

#### (2) 経費（燃料費）の節減について（着眼点1のア・エ）

監査対象施設のうち温泉施設の燃料（山之口・高崎はA重油、山田・高城は灯油）については、それぞれ事業所ごとに大量に購入している（次表【令和元年度燃料購入状況】参照）。

令和元年度におけるA重油の年平均単価は、山之口事業所が高崎事業所より3.09円（次表②）高かった。山之口事業所の年間支出額について、この数値に基づいて試算（次表②×同③）すると、年間748,398円多く支出した結果となる。

また、灯油の年平均単価は、山田事業所が高城事業所より3.09円（次表③）高かった。山田事業所の年間支出額について、この数値に基づいて試算（次表③×同④）すると、年間950,922円多く支出した結果となる。

したがって、燃料費については、年間約170万円（山之口事業所748,398円、山田事業所950,922円）の経費節減が可能となる。

このことから、所管課は、経費節減の観点から、被監査団体に対して、合併の管理運営メリットを生かして、燃料をはじめ、他の物品等においても、事業所単位ではなく、会社全体として調達することにより、経費の節減及び管理運営の効率化を図るよう指導することが求められる。

なお、被監査団体における令和元年度の損益は、6,465,207円の純損失である。

【令和元年度燃料購入状況】

A 重油

事業所名	年間使用量 (ℓ)	年間支出額 (円)	年平均単価 (円)
山之口事業所	㉑ 242,200	17,833,828	A 73.63
高崎事業所	94,000	6,630,400	B 70.54
合 計	336,200	24,464,228	年平均単価の差 (A - B) ㉒ 3.09

灯 油

事業所名	年間使用量 (ℓ)	年間支出額 (円)	年平均単価 (円)
山田事業所	㉓ 307,742	23,933,776	C 77.77
高城事業所	340,000	25,390,000	D 74.68
合 計	647,742	49,323,776	年平均単価の差 (C - D) ㉔ 3.09

## 2 指定管理者としての着眼点に関する事項

### (1) 事業報告書について（着眼点2のイ・カ）

自治法第244条の2第7項は、「指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない」と規定している。そして、本件基本協定書第20条において、報告書に記載する事項について具体的に規定している。

指定管理者は事業報告書を作成していたものの、次のとおり、報告書の記載内容に不備があった。

- ① 「温泉スタンド（温泉水の販売機）」及び「給湯」の利用状況及び利用料金収入の実績について記載がなかった（山田温泉交流センター、山田総合交流ターミナル複合施設）。
- ② 事業報告書における利用者数及び売上高の数値が、月次報告書（月ごとに提出される報告書）の数値と相違していた（全監査対象施設）。
- ③ 山之口・高城・山田の各事業所においては、事業報告書に各月の売上高が記載されていたのに対して、高崎事業所においては、この記載がなかった。
- ④ 本件基本協定書第20条第1項第4号において、自主事業の実施状況に関する事項の記載が必要とされているところ、指定管理者が自主事業と位置付けているマッサージ営業の実施状況について記載がなかった（山田総合交流ターミナル複合施設）。

### (2) 利用料金について（着眼点2のウ・カ）

指定管理施設の利用料金については、自治法第244条の2第8項は、普通地方公共団体は、指定管理者に利用料金を収受させることができる旨を規定し、同条第9項は、利用料金は、条例の定めるところにより、当該普通地方公共団体の承認を受け指定管理者が定める旨を規定している。

しかしながら、次のとおり、条例と異なる利用料金の徴収が行われていた。

- ① 高城観音池公園の利用料金について、指定管理者は、市長の承認を受けずに条例で定める範囲を超える利用料金を徴収していた（都市公園条例第21条）。
- ② 高崎総合公園（温泉交流センター、温水プール及びトレーニング室）の利用料金について、所管課は条例に規定のない利用料金を承認し、指定管理者はそれに基づいて利用料金を徴収していた（都市公園条例第21条）。
- ③ 山之口青井岳観光施設（総合交流活性化センター（青井岳荘））の宿泊料（令和元年9月分まで）について、所管課は条例で定める範囲を超える利用料金（季節料金等）を承認し、指定管理者はそれに基づいて利用料金を徴収していた（山之口青井岳観光施設条例第14条）。

### (3) 自動販売機の設置手続について（着眼点2のイ・カ）

高城観音池公園施設条例第5条は施設の建物又は敷地において、また、都市公園条例第6条は都市公園等の建物又は敷地において、指定管理者は、あらかじめ市長に届け出て、「物品の販売、飲食の提供、広告の掲示その他これらに類する行為をすることができる」とそれぞれ規定している。また、本件基本協定書仕様書Ⅰの8(11)①イは、指定管理者の物品販売業務の一つとして、自動販売機を設置し、飲料等の販売を行うことを定めている。

そして、指定管理者が指定管理施設において自動販売機を設置する場合には、指定管理者と自動販売機設置者との間において、自動販売機設置者が売上げの一部を指定管理者に納入する旨の契約を締結することとされている（平成25年5月16日付け都行第51号「公の施設における自動販売機の設置手続について（通知）」）。

以上のことから、指定管理者が指定管理施設において自動販売機を設置する場合は、売上げの一部を指定管理者に納入する旨の条項を盛り込んだ契約書を作成し、取扱いを明確にすることが求められる。

しかしながら、高城観音池公園施設及び高城観音池公園においては、複数の業者が自動販売機を設置していたにもかかわらず、いずれも契約書を作成していなかった。

### (4) 指定管理施設の修繕について（着眼点2のイ・カ）

本件基本協定書第14条第1項は、管理物件の修繕については、原則として市が実施する旨を規定し、同条第2項は、管理物件の修繕のうち、1件につき10万円（消費税等を含む。）未満の軽微なものは指定管理者が実施する旨を規定している。そして、本件基本協定書仕様書Ⅰの9(1)は、管理物件の修繕（1件につき10万円以上）について、市が負担する経費とする旨を規定している。

しかしながら、高城観音池公園施設においては、指定管理者の負担により、1件につき10万円以上の修繕を複数回実施しており、これは、上記約定と異なっていた。

ところで、本件基本協定書は、修繕の実施主体は原則として市とするが、軽微なものは指定管理者とし、軽微の基準として1件につき10万円未満と規定している。しかしながら、台風による雨漏りの修繕等緊急を要する場合において、その1件の修繕金額が10万円以上となるか否かは、修繕が完了し、検査が終了するまで判明しないことがあり得る。したがって、指定管理施設における緊急を要する修繕の実施主体とその費用負担者について、基本協定書において明確にする必要がある。

#### (5) 自主事業について（着眼点2のイ・カ）

指定管理施設は、行政財産であるから、賃貸借契約を締結することはできず（自治法第238条の4第1項）、また、指定管理者が市の財産について第三者と賃貸借契約を締結することもできないことは言うまでもない。

ところが、指定管理者は、山田総合交流ターミナル複合施設の一画をマッサージ業者に貸し付けることについて、「かかしの里ゆぼっぽ施設利用契約書」（その実態は、賃貸借契約）を締結の上、「施設使用料」を徴収し、これを「賃貸料収入」として計上していた。

上記行為については、「自主事業」として市長の承認を得ている。しかし、「自主事業」を行う目的で指定管理施設の一画を当該施設の本来の用途以外に使用する場合は、指定管理者は、別途、市長に対して行政財産目的外使用許可を得る必要がある。

一方、山田町公の施設条例第1条は、「市民の福祉を増進する目的」をもって、その利用に供するため、山田総合交流ターミナル複合施設を設置する旨を規定している。そして、これを受けて、本件基本協定書仕様書Iの8(6)④は、指定管理業務の一つとして、「健康増進事業に関する業務」を掲げている。

そうすると、マッサージ営業は、温泉施設を有する山田総合交流ターミナル複合施設の「本来事業」に該当すると解することもできる。こう解すると、マッサージ営業を指定管理施設の一画で行うことについては、レストラン使用料や売店使用料と同様に、施設使用料について条例で明確にした上、施設使用料を徴収する方法、あるいは指定管理者が実施主体となってマッサージ業務を第三者に委託する方法も考えられよう。

#### (6) 条例の設置目的と所管課の分掌事務との整合性について（着眼点2のカ）

監査対象施設は、施設ごとに根拠条例が異なる（1ページ参照）一方、本件基本協定書は、根拠条例を異にする複数の指定管理施設（施設所管課も複数）について一括して締結されている。

監査対象施設の所管課はみやこんじょPR課であるが、その根拠は、行政組織規則（平成18年規則第10号）第7条第1項に「観光施設の管理に関すること」と規定していることによる。一方、監査対象施設の根拠条例の目的規定を見てみると、「観光」に関する事項が掲げられているのは、「山之口青井岳観光施設条例」のみで、他の条例には掲げられていない（【別表】「監査対象施設の利用状況等」9ページ参照）。

そうすると、みやこんじょPR課が「観光施設の管理に関すること」として所掌する対象施設は、「山之口青井岳観光施設条例」に基づく施設に限定され、他の条例に掲げる施設については、その目的規定との関係で、整合性に疑義を生ずる。

## (7) 指定管理料の精算（燃料費）について（着眼点2のイ・カ）

本件基本協定書第24条は、市及び指定管理者は、指定の期間中に当初合意された指定管理料が不相当となったと認めたときは、各相手方と協議の上、指定管理料の変更をすることができる旨を規定している（以下「事情変更規定」という。）。

一方、燃料費については、平成31年4月1日に、都城市と指定管理者との間で新たに締結した「都城市温泉施設等の管理運営業務に関する年度協定書」の第3条なお書において、「指定管理料のうち温泉施設に係る燃料費の指定管理料については、通年の見込みを踏まえ、別途精算するものとする」と規定している（以下「燃料費特約規定」という。）。燃料費は、一般的に原油の国際価格の変動が大きいため、年間を通して燃料費が大きく変動することから、年度頭初に積算した燃料費を変更することがあり得る。このため、燃料費特約規定を設けることについては合理性が認められる。しかし、燃料費特約規定は、指定管理料の精算について「通年の見込みを踏まえ」と規定しているだけで、精算すべき燃料費の積算基準が明確ではない。

令和元年度（平成31年度）は、新型コロナウイルスの影響を受け、各温泉施設の利用者数が大きく減少した。これに伴い、収益及び費用が減少したことを踏まえ、令和元年度の指定管理料について、基本協定書の事情変更規定に基づく変更は行われていたものの、年度協定書の燃料費特約規定に基づく精算は行われていなかった。

事情変更規定に基づき指定管理料を変更した場合、燃料費特約規定に基づく燃料費の精算がどのように取り扱われるのか明らかでない。

指定管理料は、指定管理者制度の根幹に関わる部分であるから、この変更については、明確性が求められる。温泉施設においては費用に占める燃料費の割合が大きいことに鑑み、燃料費の精算を検討するに当たっては、精算条項の必要性の有無及び精算の基準（例えば、10%以上の増減の場合に調整する等）並びに事情変更規定との関係を明確にする必要がある。

【別表】 監査対象施設の利用状況等

監査対象施設名	設 置 目 的	令 和 元 年 度 利 用 者 数 (注)	
① 山之口青井岳観光施設（総合交流活性化センター（青井岳荘）、青井岳会館、滝水亭、青井岳自然公園、青井岳キャンプ場）	（山之口青井岳観光施設条例第1条） 市民の健康増進と福祉の向上及び観光振興に寄与するため、自治法第244条の2第1項の規定に基づき、都城市山之口青井岳観光施設を設置する。	温 泉	237,581人
		休 憩 者	52人
		宿 泊 者	2,652人
		キャンプ場	0人
② 高城観音池公園施設（高城健康増進センター、高城ふれあいセンター）	（高城観音池公園施設条例第1条） 豊かな自然環境の中で健康づくりを行うとともに、健康の大切さに気付き、日常生活における健康的な生活習慣形成のための学習及び動機付けを行うため、自治法第244条の2第1項の規定に基づき、都城市高城観音池公園施設を設置する。	健康増進センター	279,703人
		ふれあいセンター	3,493人
③ 高城観音池公園（子ども村プール、キャンプ場）	（都市公園条例第1条） この条例は、都市公園法*（昭和31年法律第79号）その他政令で定めるもののほか、市が設置する都市公園の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。	子ども村プール	26,909人
		キャンプ場	30,801人
		温泉交流センター	106,252人
④ 高崎総合公園（温泉交流センター、温水プール）	※（都市公園法第1条） この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。	温水プール	21,090人
⑤ 山田かかしの里流れるプール	（都市公園以外の公園に関する条例第1条） この条例は、自治法第244条の2の規定により、市が設置する市民広場、公園、農村公園、緑地等の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。	流れるプール	13,825人
⑥ 山田温泉交流センター（やまだ温泉）	（山田町公の施設条例第1条） 市は、市民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するため、自治法第244条の2第1項の規定に基づき、別表第1のとおり公の施設を設置する。	やまだ温泉	107,028人
⑦ 山田総合交流ターミナル複合施設（ゆぼっぼ）		ゆぼっぼ	264,849人
		家族湯	49,434人

(注) 利用者数は、指定管理者制度導入施設の管理運営状況等（令和元年度実績）の数値による（令和2年12月17日市ホームページ公表）。